

酒類販売事業者への支援について

【令和3年7月14日現在】
内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

- 今般、緊急事態措置区域での酒類を提供する飲食店への休業要請、まん延防止等重点措置地域での酒類の提供停止の要請を行うこととされ、対策が強化された。
- これによって、これまで以上に売上が減少する酒類販売事業者が生じるおそれがある。
- また、経営の工夫で売上減少を抑制し、あるいは6月の対策緩和によって漸く経営が改善し、支援の対象とならない事業者等についても、今般の決定により、厳しい経営環境が長期化し、経営が一層困難になるおそれがある。
- このため、今般の措置が行われる7月及び8月においては、
 - ・ 特別の措置として、「売上減少▲90%以上」の事業者への支援を拡充するとともに、
 - ・ 現行制度を柔軟に運用し、「売上減少▲30%以上」と同程度のものとして、「2か月連続、売上減少▲15%以上」の事業者も支援の対象とすることとする。（6月▲15%、7月▲15%であれば、7月分を給付）

売上減少割合

支援金の上限

売上減少
▲30%以上

横出し
個人10万/法人20万円

柔軟な運用：「2か月連続、売上減少▲15%以上」の酒類販売事業者を含む（7月及び8月）

売上減少
▲50%以上

国の月次支援金
個人10万/法人20万円

上乗せ
個人10万/法人20万円

売上減少
▲70%以上

国の月次支援金
個人10万/法人20万円

上乗せ
個人10万/法人20万円

上乗せ
個人10万/法人20万円

売上減少
▲90%以上
(7月、8月)

国の月次支援金
個人10万/法人20万円

上乗せ
個人10万/法人20万円

上乗せ
個人10万/法人20万円

特別な上乗せ
個人10万/法人20万円